

消 防 特 第 1 7 4 号  
2 5 高 圧 第 6 号  
平 成 2 5 年 8 月 3 0 日

関係県消防防災主管部長 殿

総 務 省 消 防 庁 特 殊 災 害 室 長

経 済 産 業 省 商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ 保 安 課  
高 圧 ガ ス 保 安 室 長

(公印省略)

石油コンビナート等特別防災区域の変更に係る防災体制について (通知)

本日付けで公布・施行された政令第248号及び総務省・経済産業省告示第3号により石油コンビナート等特別防災区域の変更等が行われました。

貴職におかれましては、石油コンビナート等特別防災区域変更の周知徹底、石油コンビナート等防災計画の見直し及びそれに基づく防災対策の実施等、改正後の当該区域に係る防災体制の確立について引き続き格段の御配慮をされるとともに、関係市町村に対してもこの旨を周知されますようお願いいたします。

## 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令 の一部を改正する政令案について

### 1. 概要

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）は、石油又は高圧ガスが大量に取り扱われる地区を石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）として指定し、特別防災区域に係る災害の発生及び拡大防止等を図っている。

特別防災区域の状況については、毎年調査を行っており、今年度の調査の結果、衣浦地区及び宇部・小野田地区について特別防災区域を縮小することとなったことから、当該区域について所要の改正を行う。

### 2. 改正内容

(1) 基準日（その日における行政区画等をもって範囲を確定する日）を平成25年4月1日に変更

(2) 区域の変更等

地区番号	地区名	都道府県	改正内容
34	衣浦地区	愛知県	区域縮小
55	宇部・小野田地区	山口県	区域縮小
71の3	串木野地区	鹿児島県	区域表示の変更

### 3. 今後の予定

閣議 平成25年8月27日（火）

公布 平成25年8月30日（金）

施行 公布日施行

政令第二百四十八号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第二号及び第四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三項中「平成二十三年四月一日」を「平成二十五年四月一日」に改める。

別表第三十四号を次のように改める。

三十四 衣浦地区

イ 愛知県碧南市の区域のうち次の区域

(1) 港本町及び玉津浦町の区域のうち主務大臣の定める区域

(2) 港南町二丁目の区域のうち主務大臣の定める区域

ロ 愛知県半田市の区域のうち次の区域

(1) 前潟町及び新浜町の区域

(2) 川崎町の区域

ハ 愛知県知多郡武豊町の区域のうち次の区域

(1) 字北曲輪及び字九号地の区域 字石川の区域のうち主務大臣の定める区域

(2) 字七号地及び字五号地の区域

(3) 字旭の区域 字一号地の区域のうち主務大臣の定める区域

(4) 字竜宮の区域

別表第五十五号イ(1)中「、大字沖宇部字沖ノ山及び港町一丁目」を「及び大字沖宇部字沖ノ山」に改め、

同表第七十一号の三中「並びに大字下名字南木場、字上中木場、字下南木場、字源蔵段、字建岩、字宇都尻、字下建石、字建岩平、字建岩坂、字宇都山、字シメクシ、字建野、字下シメクシ、字セメロ及び字一キヤノ」を削り、「大字下名字土善ヶ迫、字呼石、字下呼石、字西呼石、字久保山、字中間田、字市之渡瀬、字下中八、字下宇都山、字中梅越、字梅越、字前一木屋野、字北七升田、字半ヶ迫、字樋ヶ迫、字狐焼平、字へヶ岩及び字焼平」を「深田下、野元」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

### (罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○ 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第九十二号）（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1・2 (略)</p> <p>3 別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示は、平成二十五年四月一日における行政区画その他の区域、埋立地の区域、海岸線、河川又は道路若しくは鉄道その他の施設によりされるものとする。</p> <p>別表 一〇三十三 (略) 三十四 衣浦地区</p> <p>イ 愛知県碧南市の区域のうち次の区域</p> <p>(1) 港本町及び玉津浦町の区域のうち主務大臣の定める区域</p> <p>(2) 港南町二丁目の区域のうち主務大臣の定める区域</p> <p>ロ 愛知県半田市の区域のうち次の区域</p> <p>(1) 前潟町及び新浜町の区域</p> <p>(2) 川崎町の区域</p> <p>ハ 愛知県知多郡武豊町の区域のうち次の区域</p> <p>(1) 字北曲輪及び字九号地の区域 字石川の区域のうち主務大臣の定める区域</p> <p>(2) 字七号地及び字五号地の区域</p> <p>(3) 字旭の区域 字一号地の区域のうち主務大臣の定める区域</p> <p>(4) 字竜宮の区域</p> <p>三十五〇五十四 (略)</p> <p>五十五 宇部・小野田地区</p> <p>イ 山口県宇部市の区域のうち次の区域</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示は、平成二十三年四月一日における行政区画その他の区域、埋立地の区域、海岸線、河川又は道路若しくは鉄道その他の施設によりされるものとする。</p> <p>別表 一〇三十三 (略) 三十四 衣浦地区</p> <p>イ 愛知県碧南市港本町、玉津浦町及び港南町二丁目の区域のうち主務大臣の定める区域</p> <p>ロ 愛知県半田市前潟町、新浜町及び川崎町の区域</p> <p>ハ 愛知県知多郡武豊町字北曲輪、字九号地、字七号地、字五号地、字旭及び字竜宮の区域 同町字石川、字道仙田、字里中、字忠白田、字下田及び字一号地の区域のうち主務大臣の定める区域</p> <p>三十五〇五十四 (略)</p> <p>五十五 宇部・小野田地区</p> <p>イ 山口県宇部市の区域のうち次の区域</p>

(1) 東見初町及び大字沖宇部字沖ノ山 の区域の  
うち主務大臣の定める区域

(2) (4) (略)

ロ (略)

五十六〜七十一の二 (略)

七十一の三 串木野地区

鹿児島県いちき串木野市大字荒川字岩坂、字落シ、字梅越及  
び字攻口

の区域 同市大字荒川字小山、字小山ノ前、字愛  
宕平、字平木場、字柳ケ本及び字焼蒔ケ迫、深田下、野元

並びに西薩町の区域のうち主務大臣の定める区域  
七十一の四〜七十五 (略)

(1) 東見初町、大字沖宇部字沖ノ山及び港町一丁目の区域の  
うち主務大臣の定める区域

(2) (4) (略)

ロ (略)

五十六〜七十一の二 (略)

七十一の三 串木野地区

鹿児島県いちき串木野市大字荒川字岩坂、字落シ、字梅越及  
び字攻口並びに大字下名字南木場、字上中木場、字下南木場、  
字源蔵段、字建岩、字宇都尻、字下建石、字建岩平、字建岩坂  
、字宇都山、字シメクシ、字建野、字下シメクシ、字セメ口及  
び字一キヤノの区域 同市大字荒川字小山、字小山ノ前、字愛  
宕平、字平木場、字柳ケ本及び字焼蒔ケ迫、大字下名字土善ケ  
迫、字呼石、字下呼石、字西呼石、字久保山、字中間田、字市  
之渡瀬、字下中八、字下宇都山、字中梅越、字梅越、字前一木  
屋野、字北七升田、字半ケ迫、字樋ケ迫、字狐焼平、字ヘケ岩  
及び字焼平並びに西薩町の区域のうち主務大臣の定める区域  
七十一の四〜七十五 (略)